

第3節 一時預かり事業（地域密着型）の手引き （運営編）

本節では、一時預かり事業の運営に関する事項をこれまでの研究経過を踏まえ、一時預かり事業を実施する地方自治体及び事業の運営主体が事業を実施する際に参考とできる手引きとしてまとめた。なお、ここでいう一時預かり事業は地域

密着型及び地域密着Ⅱ型を対象としている。

本節で使用する用語の定義は、第1章の定義と同様である。

なお、本手引きの作成にあたっては、放課後児童クラブにおけるガイドラインに関する研究会（座長・柏女霊峰）による「放課後児童クラブガイドライン」（財団法人こども未来財団 2007）を参照した。

1. 総則的事項（手引き1）

（1）事業の目的

- 一時預かり事業は、「家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業」（児童福祉法第6条の2第7項）と規定されている。
- 一時預かり事業は、その事業の普及により、①社会が家族とともに子どもの健全な育成を図り、もって児童の福祉の向上を図ること、及び、②子育て中の保護者の子育てを支援し、安心して子育てができる社会を形成することを目的とする。

【現状と課題、考え方】

1. 核家族化の進行、地域社会におけるつながりの希薄化により、必要なときに近親者の援助を得られず、子どもを預ける先のない保護者が増加している。保護者自身や家族の疾病、事故、社会参加、自己啓発、リフレッシュ等により一時的に家庭での保育が困難となる時に、子どもを一時的に受け入れ、保育できる場所の整備が必要である。

なお、保護者がその利用の理由を限定されずに利用できるように量的に整備されること、すなわち「必要なときには利用できる」状態であることが育児負担の軽減につながることを考慮し、一時預かり事業の利用を「必要な家庭」に限定することなく、すべての子育て家庭を対象とすることが求められる。

2. 子育て支援、とりわけ一時預かり事業は保護者支援のための事業と捉えられているが、この事業の利用が子どもの健全な育成に寄与する側面、すなわち、家族だけが関わり子どもを育てることが最善の子育てではなく、子育てに様々な人が関与することの重要性を認識し、「家庭で一時的に保育を受けることができない時の一時的な保護」という消極的な枠組みを超えて、一時預かり事業の普遍化を図る必要がある。その際、保護者支援という目的のみに焦点をあてるのではなく、一時預かり事業の利用による子どもの成長発達面への効果や親子関係調整の効果、又保護者を支援することによる間接的な子どもへの影響などがあることを社会に啓発する必要がある。

（2）事業の機能・役割

○一時預かり事業に求められる機能・役割は以下の通りである。

- 1) 一時預かり事業の量的整備を行い、希望するすべての人が希望する場所で必要な時間だけ利用できるようにする。
- 2) 子どもを預ける先のない保護者への物理的支援を提供する。

- 3) 子育ての負担感が大きいと言われる保護者の育児ストレスの軽減等を図る。
- 4) 一時的な保育を受ける子ども1人ひとりの発達や生活の状況、子どもの意向を十分に踏まえて対応し、安全に安心して過ごせるようにするなど、子どもの最善の利益の保障を考慮する。
- 5) さまざまな大人や子どもとの関わりの中で、子どもが育つ機会を提供する。
- 6) いざというときに子どもの一時的な保育が利用でき、子育てに関して相談できる人がいることにより、安心して子育てできる環境を提供する。
- 7) 子どもは保護者だけが育てるのではなく、社会の様々な人がこれに関わり、社会全体で子育てを支えるという機運を醸成する。

【現状と課題、考え方】

1. 本研究で行った利用者調査(第5章参照)のうち、3市の保健センターで1歳6か月健診時に行った調査では、「お子さんを誰かに預かってほしいと思うことがありますか」という質問に対し、「よく思う」(19.6%)、「時々思う」(63.2%)をあわせて83%の回答者に預かりの希望があることがわかっている。そのうち、実際に一時預かりパイロット事業や、それに類似する一時的な保育の利用経験者は28%に過ぎなかった。保育所で行われる一時保育(2009年度より一時預かり事業(保育園型))以外に、一時預かり事業はまだ量的にも少ないが、今後の量的拡大が期待されている。
2. 量的拡大と共に、本事業の利用により、一時的な保育を受ける子どもの福祉に関して最大限の配慮が必要であり、質の担保された一時的な保

育が提供されることが何よりも重要である。

3. 保護者への物理的支援、育児負担の軽減の効果についてはよく知られているところであるが、子どもは保護者との関わりの中でのみ育つことが最良の子育てではなく、様々な人との関わりの中で育つことが必要であり、一時的な保育の利用はその機会のひとつとなりうる。
4. 保護者にとっては、一時預かり事業の利用が相談相手の発見や、いざという時に頼れる場所の確保につながり、子育ての安心感を得られる。
5. 一時預かり事業の普及により、保護者以外の人の手を借りながら子育てをすることが一般化し、社会全体で子育てを支えるという機運を醸成するための一つのモデルとする。

(3) 事業に期待される効果

- 一時預かり事業に期待される効果としては大きく4点あげられる。
- ①子どもの健やかな成長・発達への効果、②保護者支援の効果、③親子関係調整の効果、④地域の子育て支援ネットワークへのつなぎの効果である。
- 一時預かり事業従事者はこれらの効果を理解し、一時預かり事業を通じて適切な効果が導き出されるように取り組むことが求められる。

【現状と課題、考え方】

1. 本研究結果からは一時預かり事業の利用により、以下のような効果が報告されている。
- ①子どもの健やかな成長・発達への効果

2007年調査⁴: ・いろいろな人や環境と接することで、いい刺激となる。・保護者以外にも、信頼できる大人が存在する。・子ども同士のコミュニケーションがとれるようになった、遊びの楽しさ

⁴ パイロット事業を実施する自治体担当者及び運営主体へのヒアリング調査

を共有する子ども同士の関わりが見られた。・子どもの生活習慣に変化が見られる。

2008年調査⁵：「他の子どもにも興味を示すようになった」(45.5%)、「保育者になつくようになった」(36.4%)、「遊具で楽しく遊べるようになった」(35.3%)、「子ども同士で遊べるようになった」(34.7%)

②保護者支援の効果

2007年調査：・育児サポートとしての役割の付加による育児負担の軽減。・地域の中で頼れるところがあった安心感の芽生え。・子どもと離れる時間を持ったことによる母親の精神的安定化。・子どもの育ちの発見。

2008年調査：「精神的な『ゆとり』が持てるようになった」(60.3%)、「時間を有効に使えるようになった」(60.1%)、「地域に頼れるところがあると思えるようになった」(54.1%)、「子どもの成長を感じることができた」(50.4%)

③親子関係調整の効果

2007年調査：・保護者と子どもとのかかわりの変化。「離れた分、ぎゅーっと抱きしめている」「新鮮な気持ちで子どもと再会できる」

2008年調査：「迎えに行った時、改めて子どもをかわいいと思えた」(65.3%)という回答が一時預かり事業の利用による保護者の変化で一番割合が高い項目となっていた。

④地域の子育て支援ネットワークへのつながりの効果

2007年調査：・保護者と保育者の関係の構築、・保護者と他の子どもとのかかわり、・保護者自身の仲間の広がり

2008年調査：「保育者と子どものことを話すことができた」(33.1%)、「困った時に、相談する人ができた」(20.5%)、「ほかの保護者と話す機会が増えた」(8.5%)

2. 上記の中で地域の子育て支援ネットワークへのつながりの効果は他の項目と比較すると低い割

合で示されているが、行事などを活用した保護者間の交流の機会や保護者を対象とした講座に関する情報提供など、利用者を地域資源に結びつけていく関わりが求められる。

⁵ 保護者を対象とする一時預かり事業の利用に関する質問紙調査(第5章参照)

(4) 一時預かり事業の特性

○一時預かり事業を実施する上では、以下の特性に配慮することが求められる。

- ①日ごと・時間ごとに、利用する子ども数や年齢構成が異なる。
- ②0歳を含む就学前の異年齢の子どもがともに過ごす。
- ③利用する子どもは平日は3歳未満児が多いが、夏休み等の長期休暇には幼稚園児などが多くなる場合もある。
- ④単発的な短時間利用の子どもが多い。
- ⑤複数回利用や定期的利用の子どもの中に初めて一時的な保育を受ける子どもがいる
- ⑥本事業の利用になれておらず、不安や抵抗感、時には罪悪感を持ちながら、利用する保護者もいる。
- ⑦保育従事者と子ども、保育従事者と保護者との間に継続的な関係がないことが多く、情報が少ない中で一時的な保育を行わなければならない。
- ⑧継続的な保育であれば、継続的な関わりの中で関係性を構築したり、失敗を修正することが可能であるが、一時的な保育ではその日1日の影響が大きい。

【現状と課題、考え方】

1. 一時預かり事業の特性は、保育所等での継続的な保育とは異なる特性を有していることを考慮し、その対応に配慮することが求められる。特に、子ども1人ひとりの生活リズムを尊重した個別的な対応が求められる点、保育従事者が子どもの過ごし方を計画するのではなく、子どもが過ごしたいように過ごす場であること、その日1日の利用の結果がそれ以降の利用にも影響を及ぼす、

つまり利用を否定的に捉えることなど、の影響が大きいこと、継続的な保育とは異なる配慮事項があることに留意することが求められる。

なお、一時預かり事業の特性への対応については第3章（一時預かり事業の実際）、第4章（一時預かり事業の研修体系試案）に詳しいので参照されたい。

2. 事業の枠組み（手引き2）

(1) 対象児童

○対象児童は、「家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児及び幼児」と規定されている（児童福祉法第6条の2第7項）。

【現状と課題、考え方】

1. 本事業においては、近所の預かり合い、イベント入場者のみを対象とするようなイベント会場に設置される託児所、幼稚園が行う園児だけを対象とした預かり保育や、従業員の子どものみを対象とした事業所内保育施設での預かり等の「特定の乳幼児のみを対象とするもの」は対象外とされる。

2. 一時預かり事業の対象児童は就学前児童であるが、一時預かり事業の実施場所によっては、学童も一時的な保育の対象とする場合が考えられる。そのような場合には、子どもたちが共に過ごす保育室の環境について特段の配慮が必要である。

(2) 利用要件・条件

- 家庭での保育が一時的に困難であることが利用の要件である。それがいかなる理由であっても、一時預かり事業の利用を妨げないことが望ましい。
- ただし、定員や子どもの状況（病児、感染症など）により子どもの受け入れができない場合がある。
- 利用の公平性を担保するために、利用制限（ひと月あたりの利用回数、利用時間、居住地など）を設けることも可能であるが、利用者の事情や緊急性に柔軟に対応することが望ましい。

【現状と課題、考え方】

1. 家庭での保育が一時的に困難となる理由としては、保護者の疾病や災害・事故、社会参加、冠婚葬祭等があげられるが、育児疲れのリフレッシュや趣味等の個人的理由も対象となる。利用の理由如何により申し込みを受けつけるのではなく、理由を問わずに利用の申し込みを受けつけることが必要となる。

2. 定員や子どもの状況（病児、感染症などの子ども、特別な配慮を必要とされるが受け入れ体制が整わない時など）などによっては、受け入れることができない場合がある。それらの基準につい

ては、利用手続き時など事前に情報提供を行わなければならない（第3章第2節1 利用の開始に関わる留意事項 5. 具体的な情報提供の内容参照）。

3. パイロット事業では、利用の制限として、ひと月あたりの利用回数（週2回まで、月8回まで）、時間の制限1日3時間以内（1か所）、4時間以内（2か所）、6時間以内（1か所）、8時間以内（1か所）、当該自治体の住民であること（3自治体）などがあつた。また、制限をまったく設けない自治体は3自治体であつた。

(3) 開設日、開設時間についての考え方

- 開設日、開設時間については、地域の実情や設置場所における利用者ニーズを考慮して設定することが求められる。
- 開設時間については、短時間から長時間にわたる多様な時間帯での利用への希望に配慮し、多様な利用が可能となることが望ましい。

【現状と課題、考え方】

1. パイロット事業では、年末年始のみの休業が6か所、週末・祝日3か所、月曜日2か所、百貨店の営業に準ずる1か所であつた。開設時間は早朝では、6時30分、7時から、夜は22時、23時まで開設するところもあり、多様な時間帯で開設されていた。

2. 保育所での一時保育が4時間、1日という2つの単位で行われてきたのに対し、一時預かり事業の利用を希望する保護者の中には短時間、必要な時間だけ利用をしたいという希望も多い。利用

者調査（第5章参照）によると、一時預かり事業の選択基準として、「短時間利用」（80.6%）が「長時間利用」（68.1%）や「土日祝利用」（69.8%）よりも高い割合で選択されていた。長時間を割安な料金で利用できることよりも、必要最小限の回数だけ効率的に利用できるシステムが求められている。

3. これに対して、運営主体側からはそれ以降の利用も考慮すると、子どもがひと泣きした後に落ちついて楽しく遊ぶまでを体験をしてから親元に戻ることが好ましく、そのためには最低でも3時間あるとよいという意見もある。

(4) 料金設定についての考え方

- 利用料金については、一時預かり事業の実施に要する費用を勘案し、かつ、対象とする乳幼児の保護者の家計に与える影響を考慮して定める。
- 地域における類似事業の利用料金を勘案し、定めることが必要である。

【現状と課題、考え方】

1. 利用者調査（第5章）によると、利用者にとって利用しやすい料金設定の1時間当たりの平均金額は539円であった（500円40%、500円以下は70%）。

子育て家庭の経済状況や、母親が専業主婦であることを考慮すると、利用しやすい料金であるこ

と（ワンコイン）、あるいは時間当たりではなく、利用者にとって利用1回あたりの利用料金の許容範囲がどの程度かということとも関連する。

2. また、一時預かり事業（保育所型）の料金との摺り合せや、地域の実情に応じた料金設定の検討をすることが望ましい。

3. 適切な整備と運営に向けて（手引き3）

(1) 一時預かり事業の運営

- 一時預かり事業は保護者の求める供給体制（利用の確実性、利便性、なじみのある場所や人のいるところでの実施）並びに保育の質に比べられるように整備されることが求められる。
- 一時預かり事業は、利用者のニーズを考慮した質の高い一時的な保育が安定的に供給されるように、運営されなければならない。

【現状と課題、考え方】

1. 本研究結果によると、保護者の求める供給体制とは以下の通りである。

- (1) 利用の確実性 利用を希望する時にいつでも利用できること
- (2) 利便性 利用する場所（行きやすさ、わかりやすさ、そこを起点として所用の遂行しやすさなど）や利用の仕組み（時間、料金、利用手続きなど）
- (3) なじみのある場所や人のいるところでの実施

2. 利用者調査（第5章）では、立地条件として「徒歩圏内」（53.6%）がもっとも多く、次いで「駅やバス停近く」（15.3%）が選択されていた。また、一時預かり事業の利用に際して親子が感じる不安を考慮した場合、親子が行き慣れた場所や、よく知る保育者がいる場所で実施されることが望ましい。また、事前に、一時的な保育の様子を知

ることができる場所であることも利用の促進につながる。

また、保護者は「当日受け入れ」（84.2%）や「短時間利用」（80.2%）などのシステムに関することへの希望も高いが、保護者が利用の選択基準として「最も大事にしていること」に絞り込んだ場合、利用のシステムに関することよりも、「清潔・安全への配慮が行き届いている」（59.8%）、「子どもが楽しく過ごせる」（48.9%）、「保育者がたくさんいて、一人ひとりにきめ細かく対応してくれる」（32.5%）、「送迎時、子どもの様子をきちんと報告してくれる」（25.5%）などが多く選択されていることから、保護者にとっては利用のシステムよりも、そこで子どもがどう過ごすかという保育の内容に関することにより関心があることが明らかとなっている。

3. 利用が不安定な一時預かり事業の運営は、利用料収入だけによる単独運営は不可能である。ま

た、利用者の求める供給体制に応えるためには、一時的な保育を提供するに必要な質が担保され、利便性の良い場所に常時保育者を配置しておくことなどが必要になるが、多大な運転資金が必要となる。一時預かり事業を安定的に運営するには、①安定した財務状況の実現、②人材の確保と継続的な質の確保、③利用者の確保が必要である。こ

のため、行政による財政的支援や実施場所の提供が必要であり、また、安定的に実施される事業、例えば月極保育などが行われる保育施設や、子育て支援拠点事業などと併設・協働する形で、場所及び人材を共有しながら実施されることが効率的である。

(2) 運営主体について

- 利用者の多様なニーズに対応するためには、様々な運営主体の多様な運営形態により、それぞれのノウハウや独自性を発揮することによって、質の高い一時的な保育が提供されることが求められる。
- 利用者が利用しやすいと感じる形態は個人により異なり、また、保護者の利用理由によっても利用を希望する立地条件や形態は異なる。そのため、多種多様な一時預かり事業が展開されることが望ましい。
- 地域における子育て支援の一環としての本事業の位置づけを考えると、地域における他の組織や団体とつながりを持ち、地域の実情を熟知する団体により運営されることが望ましい。

【現状と課題、考え方】

1. 一時預かり事業（地域密着型・地域密着Ⅱ型）の実施主体（本手引きでは運営主体）は「市町村又は市町村が適切と認めた者」とされている。在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業の運営主体は、NPO 法人、行政、社会福祉法人、株式会社など地域で活動実績のある団体が多かった。様々な運営主体が一時預かり事業に実施することにより、運営主体それぞれが持つノウハウや独自性が発揮され、利用者の多様なニーズに対応することが望ましい。また、幼稚園等の学校法人など多様な運営主体が関わることにより、様々な実

施場所での運用が可能となり、利用者の選択肢が増えることにつながる。

2. 利用者の多様なニーズに確実に対応するためには、同一機能を持つ一時預かり事業が、地域内に一定数整備されるのではなく、様々な機能（利用時間帯、対象年齢、料金、定員規模、併設施設、立地条件、実施場所、保育従事者など）を組み合わせた一時預かり事業が、利用者の求める徒歩圏内や、駅周辺など利便性の高い場所に設置され、その中で利用者が必要に応じて選択できることが望ましい。

(3) 安定的運営のために市町村に期待される役割

- 市町村は一時預かり事業の意義を理解し、自らがこの事業の普及に努め、希望するすべての子育て家庭が利用できるように整備することが求められる。
- 市町村は一時預かり事業（地域密着型）の開始前に都道府県に事業開始の届出をしなければならない。一方、市町村は一時預かり事業（地域密着Ⅱ型）については、毎年度、事業を実施するにあたっては、実施施設について都道府県知事に十分に協議を行う。また、一時預かり事業（地域密着Ⅱ型）は認可外保育施設としての届出が必要である。
- 一時預かり事業（地域密着型）は第2種社会福祉事業として位置づけられるため、適切な対応を図

らなければならない。

- 運営主体が保育の質を確保しつつ、利用者のニーズに常に応えることの出来る供給体制をもって継続的に安定的な運営を行うことができるように、市町村が財政的支援をはじめとする多様な支援を行うことが必要である。
- 一時預かり事業の質的・量的拡大のためには、多様な運営主体の参入を可能とすると同時に、質の担保を図る仕組みを講じる必要がある。
- 市町村は実施要綱等の改正の通達があった場合は、速やかに運営主体に情報提供する。

【現状と課題、考え方】

1. 一時預かり事業（地域密着型）は第2種社会福祉事業として、①寄付金の募集に際しての許可制度、②サービス利用者に対する情報提供努力義務、③利用申し込み時の契約内容等の説明の努力義務、④自己評価等の質の向上の努力義務、⑤誇大広告の禁止等の社会福祉法の規定、⑥消費税等の非課税措置の対象となる。

一時預かり事業（地域密着Ⅱ型）は予算事業であり、認可外保育施設としての届出が必要である。

2. 本研究結果によれば、在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業では、最低限必要な諸経費（主として家賃や基本的な人件費）が行政の財政的支援により担保され、運営が可能となっていた。利用数が一定でない一時預かり事業においては、不安定な利用料収入から運営上必要な運転資金を捻出することは困難である。このような一時預かり事業の特性を十分に踏まえた上で、保育の質

を確保しつつ、利用者のニーズに常に応えることの出来る供給体制をもって安定的な運営を継続して行うためには、運営面での行政の財政的支援等が必要である。

3. 一時預かり事業において、保育の質を確保しつつ事業の拡大、量的整備を行うためには多様な運営主体の参入が必要である。今後、多様な運営主体が参入しやすい運営形態の検討が進められるとともに、運営主体にとっての経費負担の大きさが一時預かり事業の拡大を阻む要因の1つとならないよう、行政による支援体制の検討がさらに求められる。

4. 市町村は実施要綱等の改正の通達等、実施・運営上必要な情報等は速やかに運営主体に提供することが求められる。

4. 職員体制（手引き5）

（1）職員体制

○一時預かり事業には、保育士2名以上を配置することが必要である。また、一時預かり事業（地域密着Ⅱ型）で、経験豊富な保育士1名の他に市町村が実施する研修を受講・修了した者を配置する場合には、継続的な研修による質の担保に留意する。

○一時預かり事業では、保育所における保育士配置基準に準じ、対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて保育士を配置することと規定されている。ただし、一時預かり事業の特殊性に鑑み、保育所における配置基準を上回る配置とすることが望ましい。特に、異年齢保育の場合は低い年齢に合わせた配置基準とすることを考慮する。

また、保育対象となる児童の一人ひとりの状況に応じて、保育士の加配や受け入れ人数の制限を行うことが望ましい。

○利用者の安心感に配慮し、常に全体を把握し、中心的な存在となる常勤の保育士を置き、さまざま

- な勤務形態による保育従事者を組み合わせることにより、効率的運営が行われることが望ましい。
- 一時預かり事業に従事する者は資格や経験の有無、さらには職種にかかわらず、一時預かり事業に特化した研修を受講する必要がある。
 - 保育対象となる子どもの状況についての引き継ぎが十分に行え、また、子育て支援のために保護者と話すことのできる勤務体制を考慮することが望ましい。
 - 一時預かり事業では保育機能に加えて、コーディネート機能が重要である。必ずしも保育士がこれを担う必要はないが、コーディネート機能を担える一時預かり事業従事者の配置が必要である。
 - 一時預かり事業を行う上で必要となるその他の業務については、併設事業などの人材の共有などを通じて、効率的運営が行われることが望ましい。

【現状と課題、考え方】

1. 一時預かり事業（地域密着Ⅱ型）では、保育士2名を配置できないときは、経験豊富な保育士1名を配置するとともに、市町村が実施する一定の研修を修了した者を配置し、実施することができる。

2. 児童福祉施設最低基準第33条第2項では、保育士の数は、乳児3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児20人につき1人以上、満4歳以上の幼児30人につき1人以上とされている。

社団法人全国ベビーシッター協会の「自主基準」では、「臨時的託児施設」（臨時の場所での一時的な保育）の受託人数基準が以下の通り定められている。0～2歳の乳幼児2人につき1人以上、3歳以上4歳に満たない幼児3人につき1人以上、4歳以上の幼児から学童5人につき1人以上となっており、異年齢児の場合は、低年齢の児童の基準に合わせる。

初めて一時的な保育を利用する子どもが多い一時預かり事業においてもこの基準を参照し、最低基準を上回る配置を行うことが望ましい。

3. 時間単位で利用されるどの時間帯にも保育士の配置を超えて子どもを受け入れることのないようにしなければならない。申し込み・受付時よりもより、保護者から延長の希望がある時などは特に配慮が必要である。

4. 年齢、時間帯、様々な状況で乳幼児を受け入れる一時預かり事業においては、柔軟で流動的な人員配置が必要である。勤務形態の組合せ等により工夫をし、効率的運営に努める。また、併設事業がある場合には、受付、事務等につき、職員が兼務することや、業務を統合する方法も考えられる。

5. 災害、事故等の緊急時に備え、電話連絡等により即座に応援にかけつけることのできる保育従事者も確保しておくことが望ましい。

(2) 一時預かり事業従事者の役割

- 一時預かり事業に必要な機能は、「保育機能」と「コーディネート機能」の2つに整理され、いずれも欠くことのできない機能である。
- 「保育機能」とは、一時預かり事業特有の状況に対応しうる保育環境を整備した上で、一時的に保育を受ける一人ひとりの子どもの状況に応じた一時的な保育を行うことである。また、利用する保護者の不安を受け止め、一時的な保育の間の子どもの様子の報告や育児相談への助言などが求められる。
- 「コーディネート機能」は保護者や子どものニーズを把握した上で利用調整し、適切に一時的な保育が提供されるための管理責任を担うものである。さらには、必要に応じて、保護者間の交流を促進したり、関係機関を紹介するなど、保護者と地域子育て支援ネットワークとのつなぎを行うものである。

【現状と課題、考え方】

1. 一時預かり事業における主な業務は下記のとおりである。

(1) 保育業務

- i. 子どもの一時的な保育：一時的な保育特有の状況に対応できる保育を行う。
- ii. 保護者への対応：口頭、書面等を通じて保護者への対応を行い、育児相談に応じる。
- iii. 環境整備：保育に必要な環境整備を行う。
- iv. 計画・記録：保育の計画をし、記録を作成する。
- v. 会議：必要に応じて会議、カンファレンスを行う。

(2) 事業の仕組みづくりと運用・連携に関する業務

- i. 利用者管理対応業務
 - a. 窓口業務：問い合わせに対する説明・予約など
 - b. 保護者との対応
 - c. 利用者管理：利用規約、利用登録、利用ルールの作成など
- ii. 組織運営業務
 - a. 保育者の配置：子どもの年齢、状況などに応じた適切な人員配置

b. 経理業務：請求、給与・経費支払いなどの経理事務

c. 書類整理：書類、記録の管理など

d. 危機管理：安全管理 衛生管理 不審者対応

e. 職員管理：研修 教育 スーパービジョン

f. 施設管理：清掃 修繕 点検など

iii. 地域とのネットワーク作りに関する業務

a. 保護者会等の開催：保護者同士の連携を深める。

b. 地域との連携：地域住民・自治会・商店街など関係機関とのネットワーク作り：児童相談所・民生児童委員・保育所・他の一時的な保育サービス・区市町村・医療・警察・消防署など情報提供・広報：地域への積極的な広報活動

2. このうち、「保育機能」と「コーディネート機能」は一時預かり事業において重要な機能であり、とりわけ「コーディネート機能」が一時預かり事業を単なるサービス提供事業とするのか、有益な地域子育て支援事業とするのか、その位置づけを決定づける。

5. 一時預かり事業従事者の職業倫理（手引き6）

- 一時預かり事業従事者の言動が子どもや保護者に大きな影響を与えることに留意し、事業を進めるにあたっては、職業倫理の策定、遵守を徹底し、すべての一時預かり事業従事者が自らを律し、事業内容の向上に努めなければならない。
- 一時預かり事業従事者としての責務、研修や自己研鑽により、人間性と専門性の向上に努める。特に以下に留意する。
 - ①子ども及び保護者の人権の尊重。
 - ②個人情報の取り扱いとプライバシーの保護に関すること。
 - ③業務上知り得た秘密を漏らさないこと（守秘義務）。
 - ④体罰など、子どもに身体的精神的苦痛を与えないこと。

【現状と課題、考え方】

1. 一時預かり事業においては、子ども及び保護者の人権を尊重する姿勢を基本とし、子ども及び保護者への言動は十分に配慮しなければならない。とりわけ、子どもへの人権侵害（例えば、排泄に対して、「汚い」、「臭い」等の発言や、「置いていかれてかわいそう」、「お母さんはひどい人」等の保護者批判の発言など）を行わないように留意する。また、従事者個人の価値観に基づいて一方的に保護者の行動を批判的に受け止めることがないようにする。

2. 利用登録、利用申し込みなどにより知りうる個人情報については、個人情報保護法を遵守し、取り扱いに十分に注意し、個人情報が他に漏れないようにする。特に、保育室等の引き継ぎ用のメモや当日の利用児童名などの置き場所に配慮し、従事者以外の人が見ることができないよう配慮する。

また、個人情報保護の観点からは、不要に情報

を集めすぎない配慮も必要である。必要な情報かどうかをよく吟味した上で尋ねるように心がける。

3. 保育士資格は、職業上の義務として、守秘義務（児童福祉法第18条の22）、信用行為失墜の禁止（同法第18条の21）、保育指導に関する自己研鑽の努力義務（同法第48条の3第2項）が規定されている。守秘義務は業務上知り得た情報を他者に漏らさないことであり、保育士として遵守すべきことであるが、一時預かり事業従事者もこれに準ずることが求められる。

4. 一時預かり事業従事者に求められる倫理については、明文化された規範を作成し、すべての一時預かり事業従事者に対して、研修を行い、教育・普及を徹底するよう努めることが必要である。

5. また、保育士は全国保育士会倫理綱領にも準拠することが必要である。

6. 保護者への利用促進・支援（手引き9）

- 保護者は一時預かり事業の利用を契機として、地域に頼れる場所を作り、子育てについての相談を気軽にする場を得る。また、他の親子と知り合い、保護者同士の交流が図られるなど、保護者の親としての成長を図る場とすることが望ましい。一時預かり事業を単なるサービス提供事業として位置づけるのではなく、地域子育て支援サービスの一環として広げていく必要がある。
- 利用を希望していても、抵抗感や罪悪感から利用に結びつかない保護者も多くいることを考慮し、情報提供や問い合わせへの対応は受容的な態度で行う。
- 一方で、保護者に不適切な養育が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会（児童福祉法 25 条の 2 第 1 項）で検討するなど適切な対応をとる。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図る。

【現状と課題、考え方】

1. 保護者が地域の子育て支援資源とのつながりを持つ契機はさまざまである。地域子育て支援拠点に行く親子や、保育所の園庭開放を利用する親子などと同様に、一時預かり事業の利用を契機に一時的な保育の利用にとどまらない子育て支援ネットワークにつながっていくこと、さらには子育て支援の利用を通じて、保護者が親として成長し、自分の力で、あるいは自ら援助を求めながら、問題を解決していく力をつけることへの一つの方法であることを認識しておく。

2. 利用に至らない保護者が不安を持ち、あるいは迷いながら、一時預かり事業の利用を検討することもあることから、保護者への対応は受容的な態度を心がけ、保護者の抵抗感や罪悪感を軽減するように努めることが重要である。

3. 障害のある子ども、特別な配慮を必要とする子ども、多胎児等を育てる保護者の育児負担を軽減するため、受け入れ態勢を十分に整えた上で受け入れることが好ましい。子どもの側に育てづらさにつながる要因がある場合に、保護者はそのことに気づいていない場合もあるため、うまく利用につなげることが望ましい。

4. 育児上困難を抱え、養育上の問題点を持つ保護者を発見した時は、当該事業関係者のみで解決を図ろうとせず、行政窓口を始めとし、専門機関へのつながりを考慮することが必要である。保護者を直接紹介する方法と、一時預かり事業従事者がどのように係われればよいかを相談する方法がある。なお、子ども虐待を発見した時は通告の義務があることを念頭に置く必要がある（10(5)参照）。

7. 子ども虐待への対応・他機関・地域との連携（手引き10）

（1）子ども虐待への対応

- 一時預かり事業従事者は子どもの状態や保護者の態度の観察や情報の収集を通じて、子ども虐待の早期発見に努めなければならない。
- 子ども虐待に気づいたり、疑ったときの対応をあらかじめ決めて文書化しておき、速やかに運営主体及び市町村、関係機関等に連絡を取ることが必要である。

【現状と課題、考え方】

1. 児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する

法律）において、子ども虐待を疑ったり、発見した者の児童相談所等への通告義務（第6条）が定

められている。この時の通告義務は守秘義務より優先される。また、子ども虐待の確証がない場合も、虐待が疑われた時は通告をしなければならない。もしも子ども虐待でないことが判明した時も通告者の責任が問われることはない。

また、同法において、児童福祉施設等の児童の福祉に関係する団体及び職務上関係のある者は、「児童虐待を発見しやすいことを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」（第5条の1）と規定されており、一時預かり事業従事者が子ども虐待を発見しやすい立場にあることを自覚した行動に努めなければならない。

（2）他機関・地域との連携

- 一時預かり事業の実施にあたり、医療機関、各種相談窓口、保育施設等の関係機関や地域住民との連携を図り、情報の交換や協力体制を築くことが必要となる。その際、一時預かり事業の意義についても理解を得られるよう情報提供をすることが望ましい。
- 他機関や地域との連携については、以下のような項目があげられる。
 - ①一時預かり事業に関する住民や関係機関への情報提供、事業の普及啓発における協力・連携
 - ②緊急時の対応への協力体制
 - ③行事、地域交流等、一時預かり事業における活動を豊かにするための協力体制
 - ④一時預かり事業を通じて保護者から受けた相談を適切な相談窓口や専門機関につなぐための協力・連携、または関係機関から一時預かり事業の利用につなげた方がよい利用者の紹介等。
- 保育所を始めとし、地域における他の保育サービス提供者との情報交換や交流による相互理解を通じて、利用者への地域資源に関する情報提供ができるように努める。

【現状と課題、考え方】

1. 他機関や近隣などを含む地域との連携、また、地域の保育サービス提供者への情報提供及び連携はニュースレターや行事案内、招待などを通じて、自ら関わりを求める姿勢を持つことが必要である。そのことが一時預かり事業の普及につながり、さらには、潜在的利用者・利用者への情報提供にもつながる。

2. 子ども虐待を疑ったり発見した時に具体的にどこにどのように連絡をするのかは、あらかじめ決めておきマニュアル化し、研修などを通じて一時預かり事業従事者に周知を図ることが必要である。

3. 子ども虐待の早期発見、早期対応なども含め、日頃から関係機関との連携を図り、要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第25条の2第1項）で対応を検討するなど適切な対応を図ることが必要である。

2. 緊急時には、関係機関や近隣の応援態勢が必要となることもあることから、日頃から協力体制を持つことが必要である。

3. 地域における他の保育サービス提供者との連携により、地域のニーズを把握し、連携して対応していくことも求められる。

8. 安全・衛生管理・緊急対応など（手引き11）

（1）事故・ケガの防止と対応

- 保育中の事故やケガを防止するために、保育環境の整備と安全点検とその記録及び、必要な補修等を行うことが必要である。

- 保育する子どもの人数や年齢構成が常に異なる一時預かり事業の特性を踏まえ、保育環境の整備（空間・人的配置）については、柔軟且つ適切に対応することが必要である。
- 子どもの情報については、初回や前回の利用から日数が立っている場合は、その子どもの発達状況や日常生活の過ごし方及び健康状態など、保育を行う前に保護者に確認しておく必要がある。
- 事故やケガの防止に向けた対策と発生時における対応マニュアルなどを作成し、研修を行うなどによって、一時預かり事業従事者へ周知徹底させることが必要である。
- 事故やケガの発生時には、マニュアルに従って速やかに対応し適切な処置を行い、保護者、運営主体へ連絡を行うことが必要である。
- 運営主体は、事故事例やヒヤリハットなど事故につながりそうな情報の収集を行い、一時預かり事業従事者間で共有すると共に、防止に向けた対策を策定することが求められる。
- 運営主体は傷害保険等への加入が必ず必要である。

【現状と課題、考え方】

1. 子どもの発達と事故の関係を知り、一時的な保育を受ける子どもの発達段階に応じた関わりを持つと同時に、保育中の事故やケガを防止するため、保育環境の整備と安全点検を日常的に行い、必要な補修等を行うことが必要である。

2. 一時預かり事業においては、保育する子どもの人数や年齢構成が常に異なる。また初めて保育を受ける子どももいることから、保育環境については、子どもの年齢や過ごし方によって保育室を分けたりパーテーションで仕切るなどの工夫や、人的配置に配慮するなどして、その時々に応じ柔軟且つ適切に対応することが必要である。

3. また継続的な保育とは異なり、保育の場（環境、保育者、他児との関わりも含めて）に慣れていない子どもに対して、安全への配慮を行うことが求められる。

4. 保育を開始する前に、保護者からその子どもの発達段階や日常生活の様子、また数日前から当日までの体調や、予防接種の状況、アレルギーなど、保育に必要なと思われる情報について確認しておくことが必要である。さらに、初めて保育を受ける子どもは、日常とは違う様子を見せることもあるため、慣れない環境で保育従事者が思いもよらない行動にでる可能性があることを理解して

おくことが大切である。

この時、保護者から得た情報については保育従事者間で共有し、保育従事者が交代する場合には申し次を行い、継続した保育が行えるようにすることが必要である。

5. 事故やケガの発生時には対応マニュアルに従って速やかに対応し、適切な処置を行い、保護者、実施主体へ速やかに連絡を行う。また、事故についての記録を作成し、事故の状況、内容について市区町村にも報告できるようにする。

さらに、保護者への報告は正確かつ丁寧に行い、保護者の疑問や質問には誠意をもって答えることが求められる。

6. 運営主体は、発生した事故事例や、ヒヤリハットにみられる事故につながりそうな事例の情報収集を適宜行い、一時預かり事業従事者間で共有し事故等の分析を行うことで、事故やケガの防止のための対策のあり方など、検討を重ねることが望ましい。

7. 子どもがケガ等を負った場合の補償のために、運営主体は必ず傷害保険等に加入することが必要である。

なお、傷害保険の加入にあたっては、それぞれの保険が保障する内容、範囲について予め確認しておくことが重要である。

(2) 衛生管理・健康管理

- 感染症の予防や健康維持のため、手洗いやうがいの励行、保育室や保育用品、おやつ等の衛生管理を徹底することが必要である。
- 感染症等の発生に際しては、その対応方法について、予め運営主体としての対応マニュアルを作成し、その周知を徹底しておくことが必要である。

【現状と課題、考え方】

1. 一時預かり事業においては、感染症等防止のため衛生管理を徹底することが、子どもの健康管理において重要な課題である。感染源となるような病原体が外部から持ち込まれる可能性もあるため、保護者(来所者)に対する衛生管理として、手指の手洗いや消毒などを求めることも重要である。

2. 保育を受ける子どもについては、保育を行う前に保護者から子どもの健康状態について確認し、特に感染症の罹患や、予防接種等についても確認しておくことが重要である。

また、保育を開始するにあたっては、保護者からの情報のほか、保育従事者による視診、触診、問診などによる子どもの健康状態のチェックを行うことが必要である。

3. 子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合は、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策協議会で検討するなど適切な対応を図る。

4. 周辺地域における感染症の発生情報などについても確認し、保護者へ情報提供することも求められる。

(3) 防災・防犯対策

- 災害や犯罪の発生時に適切な対応が速やかにできるように、防災・防犯に関する計画や対応マニュアルを策定し、保育施設や設備、地域環境の安全点検を行うと共に、一時預かり事業従事者間、並びに関係機関との安全確保に関する情報の共有等に日頃から努めることが必要である。
- 一時預かり事業においては、保育を受ける子どもや保護者が保育施設に慣れていないことを十分に考慮し、避難経路のわかりやすい表示や、定期的に一時預かり事業従事者主導の避難訓練等の実施、非常警報装置や消火設備等の設置など、消防法の規定に沿った対応策を運営主体が策定し、実施する必要がある。
- 緊急時には保護者に確実に連絡が取れるように、緊急連絡先の確認をしておくと共に、避難場所などいざというときの対応をあらかじめ伝えておくことが必要である。
- 保護者に対して、防災・防犯に対する理解を深めてもらうよう、必要な事項について明文化し事前に説明することが求められる。

【現状と課題、考え方】

1. 災害や不審者の侵入など、緊急時に対する日常的な備えが重要であり、防災・防犯対策に関する対応マニュアルを作成し一時預かり事業従事者へ周知徹底することが必要である。また、施設

設備や地域環境の安全点検を行うと共に、消防や地域の諸機関、諸団体等あるいは地域住民との連携を深め、安全確保に関する情報の共有等に日常的に努めることが必要である。

2. 一時預かり事業においては、保育を受ける子どもや保護者が保育施設に慣れていない状況が考えられるため、その点を十分に考慮して防災、防犯計画を立てることが求められる。災害時の避難経路等はわかりやすく表示し、災害時の対応については事前に保護者に説明しておく必要がある。また、子どもと保護者が不慣れな環境での避難を想定し、一時預かり事業従事者主導による避難訓練等を日頃から行うことが必要である。

3. 保護者の緊急連絡先については、2ヶ所以上、確実に連絡が取れるところを確認しておく必要がある。

また、防犯対策として、保護者のお迎え時には確実に保護者に子どもを渡せるよう、保護者本人の確認方法や、お迎えの人が異なる時の場合の対

応も含め、マニュアルを策定し保護者にも理解を求めるよう事前の説明が必要である。

4. 災害時などの緊急時には保護者に連絡が取れなくなる場合も考えられるが、避難場所として決めている場所をあらかじめ周知しておくことや、災害伝言ダイヤル（NTTによる避難先で連絡を取り合うためのシステム）等を活用し、連絡を取り合う。

5. 施設の施錠や開錠にあたっては、必ず一時預かり事業従事者が確認し行うことが必要である。定期的な避難訓練の実施や、非常警報装置や消火設備等の設置など、消防法の規定に沿った保育施設の管理、運営、点検など対応策を策定し、実施する必要がある。

9. 運営管理（手引き 12）

（1）権利擁護、法令遵守

○子どもや保護者の人権・権利への配慮、守秘義務の遵守、個人情報の保護等について、職員の意識啓発を図り、遵守状況の確認、改善を図るための組織的な取り組みが必要となる。

【現状と課題、考え方】

1. 子どもや保護者の人権を尊重し、権利擁護に努めながら業務に携わると同時に、守秘義務の遵守、個人情報保護等を行わなければならない。
2. 一時預かり事業実施する上で一時預かり事業従事者が遵守すべき内容は、関連する法律等によ

り遵守すべき内容や配慮しなければならないことについて確認を行った上で、研修などを通じて一時預かり従事者全員が学習し、自己点検、振り返りができる仕組みを構築し、自分では気づきにくい言動について相互に注意しあえる関係を結ぶことが望ましい。

（2）適正な会計管理・情報公開

○一時預かり事業の安定的な運営においては、利用者から応分の利用料を適切に徴収することが必要である。
○利用料金の徴収、管理、及び執行にあたっては、定期的な決算報告を行い、適正な会計管理を行うことが必要となる。なお、会計や運営の状況については、利用者や地域に対して必要に応じて情報公開することが求められる。

【現状と課題、考え方】

1. 利用料金については、一時預かり事業の実施に要する費用を勘案し、かつ、対象とする乳幼児

の保護者の家計に与える影響を考慮して定め、これを適切に徴収することが必要である。

2. 社会福祉法の規定では、社会福祉法人は会計年度終了後2か月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成し、これに関する監事の意見を記載した書面を各事務所に備えておき、利用者その他の利害関係人から請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、こ

れを閲覧に供しなければならないとされている(社会福祉法第44条)。社会福祉法人以外の法人も、それぞれの規定に従い、適正な会計管理をおこない、必要に応じて、情報公開することが求められる。

(3) 要望・苦情への対応

○要望や苦情への対応の体制や手順を整備し、迅速な対応を図る必要がある。また、要望や苦情を受け付ける窓口や方法を利用者にわかりやすく周知する必要がある。

【現状と課題、考え方】

1. 社会福祉法第82条には、社会福祉事業の経営者が常にその提供する福祉サービスについて、利用者からの苦情解決を図る努力義務が規定されている。

利用者からの要望や苦情は、事業内容の向上につながるため、利用者にはこれらを受け付ける窓口や方法をわかりやすく周知すると共に、要望や苦情を受けた時の対応の手順をあらかじめ定めておく必要がある。

(4) 職員集団のあり方と責任者の役割

○情報交換・共通理解を図りながら協働して事業の質の向上を目指す職員集団を形成する必要がある。運営管理の責任者を決め、その役割と責任を明らかにすることが必要である。

【現状と課題、考え方】

1. 一時預かり事業従事者は、常勤、非常勤、短時間勤務職員等の勤務形態の異なるスタッフが共に勤務する職場となりうるが、事業内容や一時的な保育を受ける子どもや保護者の状況に関して、常に情報交換・共通理解を図りながら、質の

向上を目指す職場集団を形成する必要がある。

2. 一時預かり事業の運営を組織的に進めるためには、運営管理の責任者を定め、その役割と責任を明確にした上で、その他の職員の協力体制を構築することが求められる。

(5) 事業内容向上への取り組み

○会議の開催・記録の作成・研修の実施・マニュアルの作成などを通じて、職員が情報を共有できるようにすることが必要である。

○事業に対しての定期的な自己評価を実施し、自ら事業内容の向上に向けた取り組みを進めることが求められる。

【現状と課題、考え方】

1. 会議の開催及び記録の作成、研修の実施、マニュアルの作成などを通じて、職員同士が一時預かり事業に取り組む上での姿勢や態度を共通認

識し、子どもや保護者に対する認識や態度、対応の仕方を統一できるように努める。

2. 社会福祉法においては、提供する福祉サービ

スの質の評価を行うことなどによって、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するように努めなければ

ならないとされている（社会福祉法第78条）。

（6）労働環境整備

○事業の運営主体は、職員の意向や労働実態の把握を行い、職員が健康的・意欲的に就業できるよう、労働環境の整備に努める必要がある。

【現状と課題、考え方】

1. 事業の運営主体は、職員が健康を維持し、意欲的に就業できるように、時間外労働の実態や有給休暇消化等の実態や意向を把握することが必

要である。特に、衛生管理の観点からは、雇用者の負担のもとに、定期的な健康診断や検便を行うことが望ましい。

第4節 一時預かり事業の安定的運営に関する考察

様な保育サービスの中から、質の担保がされたものについては同じような条件で利用できる仕組みづくりを検討することが必要であろう。

（1）既存の保育サービスの活用

希望するすべての家庭が利用できるように一時預かり事業を整備・普及させるためには、一時預かり事業の量的な整備拡大、および研修体系の構築などによる質の担保が必要であることが、本研究を通じて提示された。

量的拡大、質の担保という観点から考慮した場合、一時的な保育のニーズに対応することのできる既存の保育サービス資源の活用も念頭に入れる必要がある。具体的には、施設を持たない訪問型保育であるベビーシッター事業やファミリー・サポート・センター事業、認可外保育施設やデパートなど商業施設内で行われる類似事業、NPO法人やボランティアグループによる類似事業、自治体が独自に行う一時預かり事業や訪問型保育など、多種多様な保育サービスが存在する。利用料金についても公的助成、公的関与のあるものからすべて利用者の自己負担によるものまで様々である。

このように多種多様な一時預かり事業の選択肢から、利用者が希望する保育サービスを選択し、活用することが望ましい。そのためには多種多

（2）一時預かり事業の質の担保

昨年度研究から、一時預かり事業は不安定な利用状況であるために利用料収入が安定せず、運営上必要な諸経費を利用料収入のみで賄うことは難しく、こうした状況から一時預かり事業を単独で行うことは困難であることが明らかとなった。このような特性を踏まえた上で、保護者の求める供給体制（利用の確実性、利便性、なじみのある場所や人のいる場所での実施）に応え、安定的な運営を行うためには、①安定した財務状況の実現 ②人材の確保 ③利用者の確保 の3つの条件が必要であると考えられた。

また、利用者の多様なニーズに対応するためには、様々な運営主体が多様な運営形態によって、そのノウハウや独自性を発揮しつつ、質の高いサービスが提供されることが望ましく、既存の保育施設や安定した他事業との組み合わせによって実施されることが求められている。

しかしながら、こうした様々な運営主体による多様な運営形態の一時預かり事業の展開は、量的拡大のために必須と考えるが、スピード感のある

事業の拡大によって、何よりも懸念されるのは保育の質的格差が生じることである。一時預かり事業は、その名称から簡易的な保育と想像されがちではあるが、本研究において、一時預かり事業における保育は、その特徴から、保育を行う上での基礎的な知識と、一時預かり保育の形態の意義と配慮を十分に理解して事業に携わる力が必要であることが示唆されている。加えて、運営主体は一時預かり事業の運営上の課題を十分に踏まえ、継続的に安定的運営がなされるよう将来的なビジョンを持って事業を行う必要があると考える。

例えば、従来から行われている民間事業者による類似事業においては、保育の質を保ちつつ、継続的に利用者のニーズに応えるための様々な経営努力がなされている。保育従事者への定期的な研修や、子どもの安全確保のための環境整備をはじめとした安全対策、傷害保険への加入、また、常に保護者のニーズに敏感であるためのアンケート調査や潜在利用者の掘り起こしなどを目的とした市場調査の実施など様々である。さらに、運営費補助がない状況で安定的運営を行うために、経営上の工夫を行い事業上の課題解決に取り組んでいる。

一時預かり事業の整備、普及のためには、量的拡大が先行することなく、何よりも保育の質的担

保を行うと同時に、運営上の課題解決に向けた視点と工夫が重要であると考えられる。

参考文献：

- 帆足英一監修「新病児保育マニュアル」全国病児保育協議会 2006
- 「一時保育ハンドブック—子育て支援一時保育特定保育 運営ヒント集」学習研究社 2006
- 金子恵美 保育所における家庭支援—新保育所保育指針の理論と実践— 全国社会福祉協議会 2008
- みずほ情報総研株式会社「放課後児童クラブにおけるガイドラインに関する調査研究」平成18年度児童関連サービス調査研究等事業報告書 子ども未来財団 2007
- 無藤隆・安藤智子「子育て支援の心理学 家庭・園・地域で育てる」有斐閣 2008
- 関川芳孝「保育士と考える 実践保育リスクマネジメント講座」全国社会福祉協議会 2008
- 財団法人生活協総合研究所「派遣型一時預かり制度のモデル化及び普及事業 07年度事業報告」2008

(本章担当：岩久由香、小倉千佳
中舘慈子、尾木まり)

第3章 一時預かり事業の実際

第1節 本研究の概要

1. 本研究の背景

昨年度研究では、在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業の運営場所を訪問し、ヒアリング調査及び施設見学を実施した。その際、それぞれの運営主体が検討を重ね、様々な工夫を用いて、事業に取り組んでいる様子が窺えた。一時預かり事業を実施する上で必要となる帳票類、運営システム、マニュアルなどが用意されており、これらのノウハウが共有化されることがさらに一時預かり事業の進展に寄与するのではないかと考えられた。

2. 目的

一時預かり事業を実施する上で必要となる施設整備、情報提供、具体的な保育の実施、保護者

対応等の実際的な一時預かり事業のノウハウを整理し、今後一時預かり事業を実施する自治体及び運営主体が適格に一時預かり事業を運営するための手引き（実務編）とすることを目的とした。

3. 方法

- 1) 初年度、在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業を対象としたヒアリング調査時に収集した資料を内容ごとに整理した。
- 2) 1) とあわせ、昨年度・本年度調査の結果を総合的にまとめ、一時預かり事業（地域密着型）の手引き（実務編）を作成した。なお、その際、放課後児童クラブにおけるガイドラインに関する研究会（座長・柏女壺峰）による「放課後児童クラブガイドライン」を参照し、作成した。